

原子力災害からのイメージ回復等についての財源の確保と国による対策を求める意見書提出の件

本議案を、福島市議会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十四年九月二十五日

福島市議会議長 粕谷悦功様

提出者

東日本大震災復旧復興対策並びに
原子力発電所事故対策調査特別委員会

委員長

栗野

啓二

(別紙)

原子力災害からのイメージ回復等についての財源の確保と国による対策を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害は、本市のイメージを毀損し、市民生活あるいは本市産業全体へ甚大な影響をもたらした。また、事故から一年六カ月以上が経過し、この問題に対する世の中の関心が薄れていくことも懸念されている。

このような中で、本市は、イメージ回復や風評被害対策に資する各種事業に取り組んでいるが、問題の全面的な解決には、相当の予算措置と期間が必要である。

本市の風評被害対策等に要する経費については、国の震災復興特別交付税等により、措置されている部分もあるが、本市のイメージを震災前の状態まで回復させ、風評被害を一掃するまでの期間、十分な財源が確保されるかは不透明である。

また、イメージの回復や風評被害対策に有効な国内外への適切な情報発信、広報による対策は、費用対効果の検証が難しく、全面的な問題解決に至るまで、財源の確保を含め地方自治体単独で対応することは困難である。

よって、国においては、国策として原子力政策を推進してきた責任により、原子力災害から本市のイメージが十分回復し、風評被害を払拭するため次の措置を講じるよう強く要望する。

一 原子力災害の被災自治体において、イメージの回復や風評被害対策のための情報発信、広報を行うにあたり、全面的な問題解決に至るまでの間、国においてあらかじめ十分な財源を確保すること

二 原子力災害の影響は広範囲にわたり、被災自治体にとってマイナスのイメージが国内外に広まっていることから、福島復興再生基本方針を踏まえつつ、さらに国においても直接、有効な対策を検討し、問題の解決に向けて一層の推進を図ること

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 粕 谷 悦 功

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
復興大臣
あて

(提案理由)

国に対し、原子力災害からのイメージ回復等のため財源の確保や、国が直接有効な対策を検討し、一層の推進を図るよう求めるため、本意見書を提案する。

議案第百六号

道路除染方法の柔軟な選択を認め、除染経費への財政措置を求める意見書提出の件

本議案を、福島市議会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十四年九月二十五日

福島市議会議長 粕谷悦功様

提出者

東日本大震災復旧復興対策並びに
原子力発電所事故対策調査特別委員会

委員長

栗野

啓二

(別紙)

道路除染方法の柔軟な選択を認め、除染経費への財政措置を求める意見書

本市は、放射性物質汚染対処特別措置法による除染実施計画である福島市ふるさと除染実施計画を策定し、住民の不安を早く解消し、誰もが安心して暮らせる故郷を取り戻すために懸命に除染に取り組んでいるが、国による財政措置の対象は、環境省が定めた除染関係ガイドラインに沿い、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金取扱要領(取扱要領)に示す除染方法で実施されたもののみとされており、その他の除染方法を用いる必要があると考える場合は、個別に環境省との協議が必要とされている。

また、年間追加被ばく線量が一ミリシーベルト以下になるまで何度も除染を実施した場合等の財政措置に関しても同様に協議が必要とされている。

この間、国や福島県などにより除染に関するモデル事業や新技術の実証試験等が行われ、除染関係ガイドラインや取扱要領に示されている方法よりも効果的な除染方法が種々報告されており、道路の除染においても、超高压水洗浄や路面の削り取り等で高い除染効果が得られている。

しかし、このように効果が確認された新たな除染方法があるにもかかわらず、除染関係ガイドラインには沿っていない方法での除染や効果が低かった場合の再除染の実施には、そのつど国との協議が必要となるため多くの時間と労力を要し、結果的に除染は遅れ、住民の不安解消も遅れることとなってしまい、また、それが認められなければ、国による財政措置も行われない。

このような状況の中、道路については、子どもたちが登下校の際にほぼ毎日通行したり、歩行者が通行する歩道部分と主に車が通行する車道部分とは、利用状況やそこから受ける影響に対する利用者の不安感などが全く異なり、求められる除染効果や除染速度も異なっているため、これらへの対策を講じる必要がある。

よって、政府においては、道路の除染方法に関する協議を簡素化し、除染実施者がその場所に適した除染方法を速やかにかつ柔軟に選択することを認めるとともに、その除染経費も国による財政措置の対象とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

福島市議会議長 粕 谷 悦 功

内閣総理大臣
財務大臣 大 臣 あ て
環境大臣 大 臣

(提案理由)

道路の除染実施者が除染方法を柔軟に選択することを認め、その除染経費も国による財政措置の対象とすることを政府に強く求めるため、本意見書を提案する。